

脱炭素先行地域 石狩市中心核  
マイクログリッド構築事業

基本協定書（案）

令和6年10月

石狩市

## 脱炭素先行地域 石狩市中心核マイクログリッド構築事業 基本協定書（案）

脱炭素先行地域 石狩市中心核マイクログリッド構築事業（以下「本事業」という。）の実施に関して、石狩市（以下「甲」という。）と、本事業の優先交渉権者として決定された●●グループの代表企業である●●並びにその他の構成企業である●●及び●●（以下、代表企業及びその他の構成企業を総称して「乙」という。）は、次のとおり基本協定（以下「本基本協定」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 本基本協定は、本事業に関して甲が実施した事業者選定手続において、乙が優先交渉権者として決定されたことを確認し、本事業に関する設計・施工一括請負契約及び電力供給契約の締結その他の本事業の円滑な実施に必要な基本的事項を定めることを目的とする。

### （定義）

第2条 本基本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「建設企業」とは、DB事業のうち建設業務を担う構成企業である●●をいう。
- (2) 「建設JV」とは、設計企業及び建設企業により組成される特定建設工事共同企業体（甲型）をいう。
- (3) 「構成企業」とは、乙を構成する企業をいう。
- (4) 「事業関連契約」とは、設計・施工一括請負契約及び電力供給契約を総称していう。
- (5) 「事業期間」とは、設計・施工一括請負契約の締結日から、電力供給契約が終了する日までをいう。
- (6) 「使用許可対象物件」とは、PPA事業者が本使用許可に基づき本発電設備の設置のために使用する建物屋上その他の物件をいう。
- (7) 「設計企業」とは、DB事業のうち設計業務を担う構成企業である●●をいう。
- (8) 「設計・施工一括請負契約」とは、甲と建設JVの間で締結される、マイクログリッドの設計・施工に係る設計・施工一括請負契約をいう。
- (9) 「代表企業」とは、乙を代表する企業として提案書類において定められた構成企業である●●をいう。
- (10) 「提案書類」とは、乙が令和●年●月●日付で提出した本事業の実施に係る提案書類一式、提案書類に関する甲からの質問書に対する回答書その他提案書類の説明又は補足として乙が本基本協定締結日までに甲に提出して受理されたその他一切の資料をいう。
- (11) 「電力供給契約」とは、甲とPPA事業者の間で締結される、PPA事業者から甲への電力供給に係る電力供給契約（募集要項等及び提案書類に基づき甲とPPA事業者間で合意する電力供給に関する技術仕様を含む。）をいう。
- (12) 「DB事業」とは、本事業のうち、マイクログリッドの設計及び施工を行う事業をい

う。

- (13) 「P P A事業」とは、本事業のうち、本発電設備により甲への電力供給を行う事業をいう。
- (14) 「P P A事業者」とは、P P A事業を担う構成企業である●●をいう。
- (15) 「募集要項等」とは、令和6年●月●日付で公表された、脱炭素先行地域 石狩市中心核マイクログリッド構築事業公募型プロポーザル募集要項（要求水準書その他の別添又は附属資料等を含む。）並びにその他の本事業を実施する事業者の選定手続に関して甲が公表し又は乙に提示した資料（その後本基本協定締結日までに公表又は提示されたそれらの変更及び修正を含む。）の総称をいう。
- (16) 「本使用許可」とは、使用許可対象物件に関する行政財産の目的外使用許可をいう。
- (17) 「本使用許可書」とは、本使用許可に関する許可書（別紙及び添付書類等を含む。）をいう。
- (18) 「本発電設備」とは、電力供給契約、募集要項等及び提案書類に基づき使用許可対象物件においてP P A事業者が設置し維持管理・運営を行う太陽光発電施設をいう。

（基本的合意）

第3条 甲及び乙は、本事業に関して、公募型プロポーザル方式による決定手続により、乙が本事業を実施する優先交渉権者として決定されたことを確認する。

- 2 乙は、募集要項等の内容を十分に理解しこれに同意したこと、及び募集要項等に記載の条件を遵守の上、甲に対し提案書類を提出したものであることを確認し、事業関連契約が締結された場合には、提案書類に記載の内容のうち各自が履行すべき部分を自ら誠実に履行するものとする。

（事業関連契約の締結）

第4条 甲及び乙は、事業関連契約の締結に向けて誠実に協議するものとし、速やかに事業関連契約が締結されるよう最大限の努力をする。

- 2 乙は、事業関連契約の締結に関する甲との協議にあたっては、甲の要望を合理的な範囲で尊重する。
- 3 甲及び乙は、事業関連契約の締結にあたり募集要項等及び提案書類についてその内容を確定することが困難な事項がある場合は、募集要項等において示された本事業の目的、理念に照らしてその内容を明確化することとし、甲から請求があった場合には、乙は速やかに提案書類の詳細を明確にするために必要又は相当として甲が合理的に要求する資料その他の書面及び情報を提出する。
- 4 乙は、本事業に関連して甲が交付金の申請を行う場合、甲による交付金申請手続について、必要な情報提供その他の支援を行うとともに、甲が要求した場合には、本基本協定又は事業関連契約の変更その他の事項について協議に応じるものとする。
- 5 甲及び建設J Vは、令和●年●月を目途として設計・施工一括請負契約の仮契約を締結する。
- 6 甲及びP P A事業者は、令和●年●月を目途として電力供給契約を締結する。
- 7 第1項及び前2項の規定にかかわらず、事業関連契約の締結までに、次の各号のいずれか

の事由が本事業の事業者選定手続に関して生じたとき、募集要項等に規定する応募者の遵守すべき事項に反したことが明らかになったとき、又は募集要項等に定める参加資格要件を欠くに至ったとき（ただし、これに対応する手当てを行い、甲の承諾を得た場合を除く。）は、甲は事業関連契約を締結しない。

- (1) 乙のいずれかが私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 3 条の規定に違反し、又は乙のいずれかが構成事業者である事業者団体が独占禁止法第 8 条第 1 号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が当該企業に対し、独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項（独占禁止法第 8 条の 3 において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第 63 条第 2 項の規定により取り消された場合を含む。）。
- (2) 納付命令又は独占禁止法第 7 条若しくは第 8 条の 2 の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が乙のいずれか又は乙のいずれかが構成事業者である事業者団体（以下「乙等」という。）に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい、乙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、本基本協定又は事業関連契約に関し、独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (3) 納付命令又は排除措置命令により、乙等に独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、本事業の事業者選定手続が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に行われたものであり、かつ、本事業が、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (4) 乙のいずれか（その役員又は使用人を含む。）について、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号に規定する刑が確定したとき。

8 乙は、提案書類の内容につき、虚偽の記載がないことを表明及び保証する。甲は、乙が提出した提案書類に虚偽の記載があったと認められるときは、事業関連契約を締結しないことができる。

9 甲及び乙は、事業関連契約の締結後も、本事業の遂行のために相互に協力するものとする。

（準備行為）

第 5 条 乙は、事業関連契約の締結前であっても、自らの費用と責任において募集要項等及び提案書類を遵守するために必要な準備行為をなすことができるものとし、甲は、必要かつ可能な範囲で乙に対して協力するものとする。

2 乙は、前項に規定する準備行為において、提案書類において募集要項等を満たさないおそれのある部分があることが事業関連契約の締結前に判明した場合は、当該部分について募集

要項等を充足するために必要な措置を講じるものとする。ただし、甲の責めに帰すべき事由による場合を除く。

3 乙は、前項の措置について本事業の遂行に影響が生じないように対応しなければならない。

(連帯責任)

第6条 乙は、各構成企業による本基本協定に基づく義務及び責任について、構成企業間で連帯して責任を負うものとする。

(事業関連契約の不成立)

第7条 甲及び乙いずれの責めにも帰すべからざる事由により、事業関連契約の締結に至らなかった場合には、甲及び乙が本事業の準備に関して既に支出した費用は各自の負担とし、甲乙間に相互に債権債務関係の生じないことを確認する。

(違約金)

第8条 前条の規定にかかわらず、本事業の事業者選定手続に関し、第4条第7項各号のいずれかの事由が生じたことにより、事業関連契約の締結に至らなかった場合は、乙は連帯して、は、提案書類の記載を前提として、本事業の事業期間を通して甲が建設JV及びPPA事業者に支払うことが見込まれる金額の合計額(消費税等を含む。)の10%に相当する金額を、甲への違約金として支払う。ただし、甲に損害が生じない場合において甲が特に認めるときは、この限りでない。

2 事業関連契約の締結後において、本事業の事業者選定手続に関し、第4条第7項各号のいずれかの事由が生じていたことが判明した場合、甲が事業関連契約を解除するか否かにかかわらず、乙は連帯して、前項に定める違約金に相当する金額(ただし、事業関連契約の規定に基づき違約金を支払っている場合は、当該支払済みの金額を控除した金額とする。)を、甲への違約金として支払う。ただし、甲に損害が生じない場合において甲が特に認めるときは、この限りでない。

3 前二項の規定にかかわらず、本事業の事業者選定手続に関し、第4条第7項各号のいずれかの事由が生じていたことに関して甲が被った損害のうち、当該違約金の額を超過する部分について、甲は乙に対して損害賠償を請求することができる。

(秘密保持)

第9条 本基本協定の各当事者は、本事業又は本基本協定に関して知り得たすべての情報のうち次の各号に掲げるもの以外のもの(以下「秘密情報」という。)について守秘義務を負い、当該情報を第三者に開示又は漏洩してはならず、本基本協定の目的以外には使用しないことを確認する。

- (1) 開示の時に公知であるか、又は開示を受けた後被開示者の責めによらず公知となった情報
- (2) 開示者から開示を受ける以前に既に被開示者が自ら保有していた情報
- (3) 開示者が本基本協定に基づく守秘義務の対象としないことを承諾した情報
- (4) 開示者から開示を受けた後正当な権利を有する第三者から何らの守秘義務を課されることなく取得した情報
- (5) 法令等に基づき又は裁判所等の公的機関により開示が命ぜられた情報

- 2 本基本協定の各当事者は、相手方に本条と同等の守秘義務を負わせることを条件として、委託先や請負発注先等への見積依頼や契約の締結、弁護士や公認会計士等への相談依頼等の際に、本事業の実施に必要な限りで第三者に秘密情報を開示することができる。
- 3 前項の場合において、本基本協定の各当事者は、秘密情報の開示を受けた第三者が当該秘密情報を目的外で使用することのないよう適切な配慮をしなければならない。
- 4 甲は、前各項の規定にかかわらず、法令等の定めるところに従って情報公開その他の必要な措置を講じることができる。

(権利義務の譲渡等)

第10条 甲及び乙は、本基本協定の定めに従って行われる場合又は相手方の事前の書面による承諾を得た場合を除き、本基本協定上の地位並びに本基本協定に基づく権利及び義務を第三者に譲渡し若しくは承継させ、又は担保に供することその他一切の処分を行ってはならない。

(本基本協定の変更)

第11条 本基本協定は、甲及び乙全員の書面での合意がなければ変更することができない。

(本基本協定の有効期間及び解除)

第12条 本基本協定の有効期間は、本基本協定締結の日から事業期間の末日までとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、甲は代表企業に通知することにより、本基本協定を解除することができる。

- (1) 第4条第7項各号のいずれかに該当する場合
- (2) いずれかの事業関連契約の締結に至らなかった場合(設計・施工一括請負契約について石狩市議会の議決を得られず本契約として成立しなかった場合を含む。)
- (3) いずれかの事業関連契約が乙の責めに帰すべき事由により解除された場合

2 前項の規定にかかわらず、第8条、第9条、本条本項及び第13条から第15条までの規定の効力は、本基本協定の有効期間終了後又は解除後も存続する。

(協議)

第13条 本基本協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、本基本協定の当事者は誠意をもって協議により解決するものとする。

(準拠法)

第14条 本基本協定は、日本国の法令等に準拠し、日本国の法令等に従って解釈する。

(裁判管轄)

第15条 本基本協定に関する紛争については、札幌地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

[以下余白]

以上を証するため、本基本協定書●通を作成し、甲及び乙は、それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和7年●月●日

甲：  
石狩市

乙：  
代表企業

構成企業

構成企業